

# 北海道における主要農作物等の種子の生産と供給について

## 1 戦後の北海道農業のあゆみ

## 2 北海道における種子生産の現状等

## 3 「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例」の構成

### 第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

第4条 道の責務

第5条 品種育成者の責務

第6条 種子生産者の責務

第7条 関係機関等の責務

### 第2章 主要農作物等の種子の生産に関する施策

第8条 優良品種の認定等

第9条 種子計画の策定

第10条 主要農作物の原種及び原原種の生産

第11条 ほ場の指定

第12条 ほ場審査及び生産物審査

第13条 指導等

第14条 知的財産権の保護

第15条 財政上の措置

### 第3章 北海道優良品種認定審議会

第16条 設置

第17条～21条 所掌事項等

### 第4章 雑則

第22条 規則への委任

附則



# 戦後の北海道農業のあゆみ

(注)冷害凶作年の下段の ( )は  
水稲作況指数

1945年～	1970年	1990年	2010年
(S27) 45年 臨時北海道拓殖本部設置	(S40) 65年 道営原種農場を廃止。農業団体に委託	(S58) 85年 生乳生産過剰で八万トン余乳発生	(H10) 98年 種子生産に係る国の補助を一般財源化
(S30) 47年 道農業会解散、道農協連合会設立	(S41) 66年 三年連続凶作 (68・86・73)	(S63)(H3) 88年 米の新品種きらら397誕生	(H15) 01年 米の新品種ななつぼし誕生
(S31) 48年 北海道農業改良委員会設置	(S42) 67年 道産米百万トン突破	(H5) 93年 冷害凶作被害一、九七四億 (40)	(H18)(H19) 06年 米の新品種おぼろづき本格デビュー
(S36) 52年 主要農作物種子法制定	(S43) 70年 米の生産調整対策が開始	(H7) 95年 原種生産をホクレンに委託	(H21) 09年 米の新品種ゆめぴりかが本格デビュー
(S41) 54年 北海道農協中央会発足	(S44) 71年 冷害凶作被害七七二億 (66)	(H5) 97年 北海道農業・農村振興条例制定	(H25) 13年 農林水産業地域の活力創造プラン策定
(S40) 55年 根釧パイロットファーム事業開始	(S45) 73年 根室地域の新酪農村建設に着手	(H7) 99年 ほしのゆめデビュー	(H26) 14年 農地中間管理事業スタート
(S42) 56年 冷害凶作被害三九六億 (51)	(S46) 75年 乳用牛60万頭突破	(H10) 98年 種子生産に係る国の補助を一般財源化	(H26) 14年 水田フル活用と米政策改革の推進
(S43) 61年 道産米の生産量全国一 (85万トン)	(S47) 76年 冷害凶作被害九二三億 (80)	(H10) 01年 国内初のBSE発生	(H26) 14年 経営所得安定対策の見直し
(S44) 64年 66年 三年連続凶作 (68・86・73)	(S48) 77年 有珠山噴火	(H15) 03年 冷害凶作被害六三七億 (73)	(H30) 18年 4月 主要農作物種子法廃止
(S45) 65年 道営原種農場を廃止。農業団体に委託	(S49) 79年 畑作物・園芸施設共済制度発足	(H15) 04年 北海道農業・農村ビジョン21策定	
(S46) 67年 道産米百万トン突破	(S50) 80年 冷害凶作被害八六三億 (81)	(H15) 05年 北海道食の安全・安心条例、GM条例制定	
(S47) 70年 米の生産調整対策が開始	(S51)(S52) 81年 冷害凶作被害一、三三三億 (81)		
(S48) 71年 冷害凶作被害七七二億 (66)	(S58) 83年 冷害凶作被害一、五三一億 (74)		
(S49) 73年 根室地域の新酪農村建設に着手	(S63)(H3) 85年 生乳生産過剰で八万トン余乳発生		
(S50) 75年 乳用牛60万頭突破	(H3) 91年 牛肉の輸入自由化スタート		
(S51)(S52) 76年 冷害凶作被害九二三億 (80)	(H5) 93年 冷害凶作被害一、九七四億 (40)		
(S58) 77年 有珠山噴火	(H7) 95年 原種生産をホクレンに委託		
(S63)(H3) 88年 米の新品種きらら397誕生	(H5) 97年 北海道農業・農村振興条例制定		
(H3) 91年 牛肉の輸入自由化スタート	(H7) 99年 ほしのゆめデビュー		
(H5) 93年 冷害凶作被害一、九七四億 (40)	(H10) 98年 種子生産に係る国の補助を一般財源化		
(H7) 95年 原種生産をホクレンに委託	(H15) 01年 米の新品種ななつぼし誕生		
(H5) 97年 北海道農業・農村振興条例制定	(H18)(H19) 06年 米の新品種おぼろづき本格デビュー		
(H7) 99年 ほしのゆめデビュー	(H21) 09年 米の新品種ゆめぴりかが本格デビュー		
(H10) 98年 種子生産に係る国の補助を一般財源化	(H25) 13年 農林水産業地域の活力創造プラン策定		
(H15) 01年 米の新品種ななつぼし誕生	(H26) 14年 農地中間管理事業スタート		
(H15) 03年 冷害凶作被害六三七億 (73)	(H26) 14年 水田フル活用と米政策改革の推進		
(H15) 04年 北海道農業・農村ビジョン21策定	(H26) 14年 経営所得安定対策の見直し		
(H15) 05年 北海道食の安全・安心条例、GM条例制定	(H30) 18年 4月 主要農作物種子法廃止		

## 食料増産への対応

- 農地開発(主に根釧)
- 品種の育成(寒さに強い品種)
- 栽培管理技術の改良(道立農試と普及事業)
- 災害対策の充実(農業共済制度)



S34 田植風景

## 米の生産調整への対応

- うまい米づくり
  - ・品種改良
- 水田の転作
  - ・農地の排水改良(乾田化)
  - ・基幹的水利施設の整備



乗用型田植機

## 新たな農政への対応

- 基盤整備と技術革新
  - ・農地の大区画化
  - ・ICT農業
  - ・植物工場
- 需要拡大に向けた品種改良
  - ・ゆめぴりか(極良食味米)
  - ・きたしずく(酒造好適米)
  - ・ゆめちから(超強力小麦)
  - ・とよみづき(豆腐加工適性高い)
- 高付加価値化
  - ・クリーン農業
  - ・有機農業
  - ・6次産業化(加工・販売)
  - ・肥培管理の改善による高品質化
- 新たな市場の開拓
  - ・輸出の促進
  - ・加工用野菜の導入
  - ・飼料用米の生産拡大
- 農畜産物の貿易自由化への対応
  - ・食の安全・安心への取組強化
  - ・担い手の育成・確保(法人組織化)
  - ・規模拡大と低コスト生産
  - ・地域営農支援組織等の育成

(参考) 道内で栽培生産されている主要農作物等の品種 (平成31年3月現在)

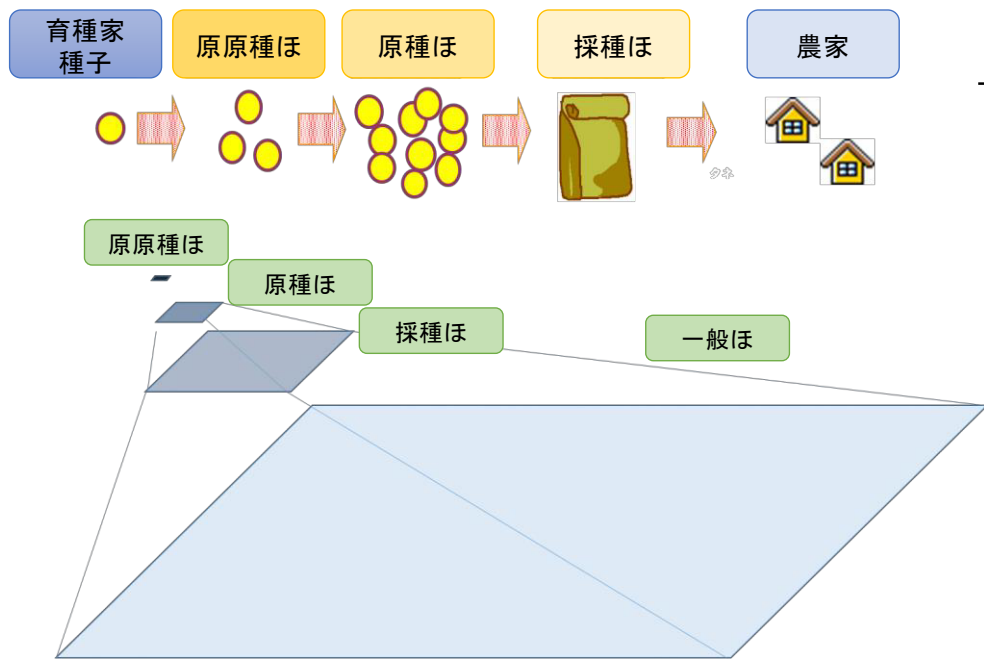
区 分	品 種 名	優良品種認定年	品種開発者
水 稻 (優良品種:21品種)	ゆめぴりか	平成20年	上川農業試験場
	ほしまる(直播用)	平成18年	上川農試、ホクレン
	きらら397	昭和63年	上川農業試験場
小 麦 (優良品種:7品種)	きたほなみ(日本めん用・秋まき用)	平成18年	北見農業試験場
	春よ恋(パン用・春まき用)	平成12年	ホクレン
大 麦 (優良品種:2品種)	札育2号	平成29年	サッポロビール(株)
	りょうふう	平成元年	北見農業試験場
大 豆 (優良品種:19品種)	とよみづき(豆腐・煮豆用)	平成24年	十勝農業試験場
	ユキシズカ(納豆用)	平成14年	十勝農業試験場
	ユキホマレ(煮豆・豆腐用)	平成13年	十勝農業試験場
小 豆 (優良品種:12品種)	きたろまん(製餡・和菓子用)	平成17年	十勝農業試験場
	エリモショウズ(製餡・和菓子用)	昭和56年	十勝農業試験場
いんげん (優良品種:16品種)	雪手亡(製餡・和菓子用)	平成4年	十勝農業試験場
	大正金時(製餡・和菓子用)	昭和46年	十勝農業試験場
えん豆 (優良品種:2品種)	北海赤花(蜜豆・豆大福用)	昭和53年	北見農業試験場
	大緑(煮豆・甘納豆用)	昭和50年	北見農業試験場
そ ば (優良品種:5品種)	レラノカオリ	平成24年	北海道農業研究センター
	キタワセソバ	平成元年	北海道農業研究センター
計 84品種			

- 本道の気象条件等の中で、需要に対応した生産を図る上から、農業試験場において、数々の品種が開発されてきた。
- 地域では、品種の特性を活かした栽培を通じ、市場ニーズに応じた産地形成に取り組んでいる。

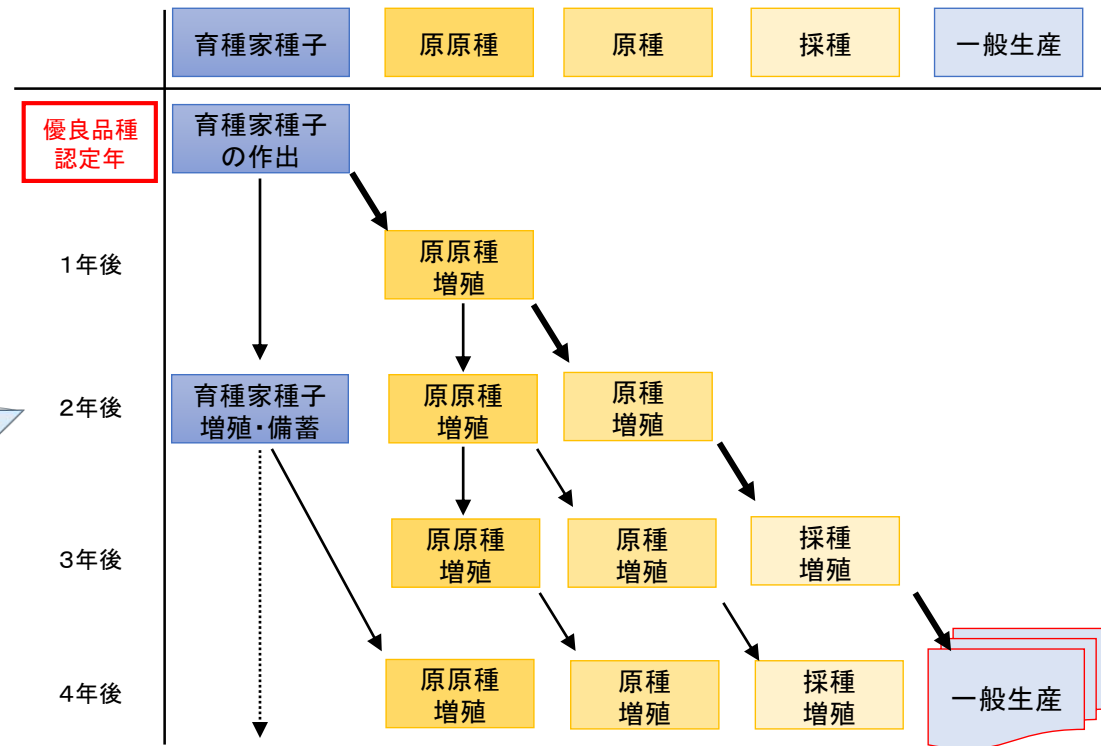
○主要農作物等(稲、大麦、小麦、大豆、小豆、えんどう、いんげん及びそば)の種子生産は、原原種ほ、原種ほ、採種ほの3段階に分けて実施されている。

○種子が農家に届くまでには、優良品種に認定された後、最低でも4年かかる。

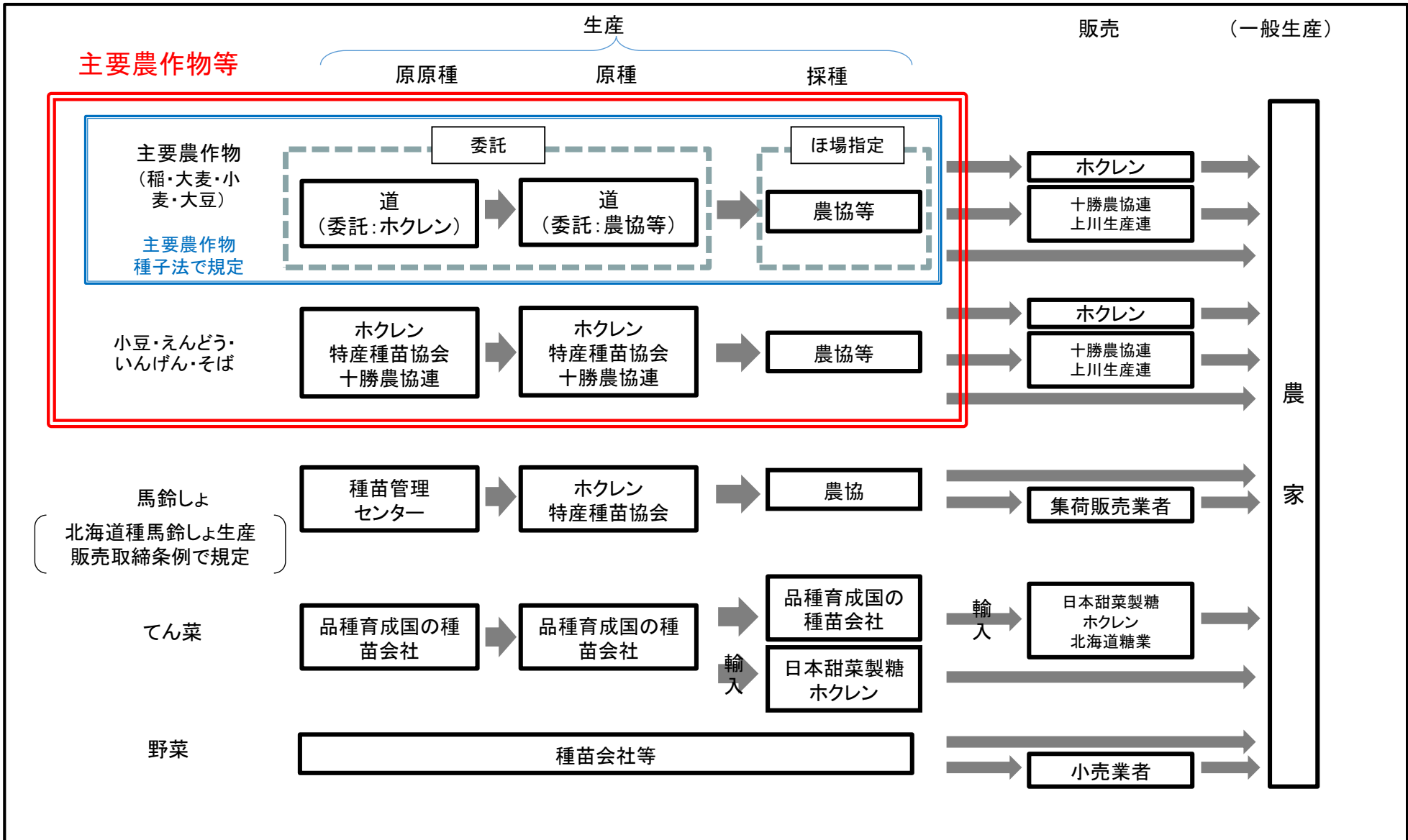
種子の増殖 (イメージ)



種子生産体系



# 北海道における作物ごとの種子の生産体制等



- 主要農作物種子法は、戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、国・都道府県が主導して、優良な種子の生産・普及を進める必要があるとの観点から昭和27年(1952年)に制定された。
- 法律では主要農作物(稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆)の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産等については、都道府県が行うものと規定。

## 品種開発

## 生産

## 販売

### 主要農作物種子法

- 国の研究機関
- 地方公共団体
- 民間企業等

都道府県による  
・原種及び原原種  
の生産等  
(第7条)

都道府県による  
・種子生産ほ場の指定  
(第3条)  
・ほ場審査・生産物審査  
(第4条)  
・審査証明書の交付  
(第5条)  
・勧告、助言及び指導  
(第6条)

都道府県による  
・優良な品種(奨励品種)を決定するための試験  
(第8条)

小売り業者等

生産者

## 1 規制改革推進会議

28年9月に規制改革推進会議農業ワーキンググループが、都道府県と民間企業では競争条件が同等ではなく、民間企業が稲・麦・大豆種子産業に参入しにくい状況になっていることから、主要農作物種子法の廃止を提言。

## 2 農業競争力強化プログラム

農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決することが必要であることから、国では、28年11月に「農業競争力強化プログラム」を取りまとめ、生産資材価格の引下げなど13項目について取り組むことを決定した。種子については、次のとおり位置付けられた。

- ⑩ 戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。
- そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止するための法整備を進める。

北海道において優良品種に認定された民間開発品種（いずれも栽培普及されている。）  
水稲「ほしまる」〈ホリ、上川農試〉、小麦「春よ恋」〈ホリ〉、大麦「札育2号」〈サッポロビール〉

## 3 国会での審議状況

- 29年2月10日、「主要農作物種子法を廃止する法律案」を国会に提出。
  - ・3月28日：衆議院本会議で可決
  - ・4月13日：参議院農林水産委員会において附帯決議が採択
  - ・4月14日：参議院本会議で可決・成立



# 「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例」の検討経過

日程	北海道農業・農村振興審議会	北海道農政部	北海道議会
平成29年4月～		種子生産の在り方検討部会 設置・検討（12回）	議会議論
30年8月20日～24日		種子関係者等との現地意見交換 （全道5か所）	
8月29日	農業・農村振興審議会 第1回部会（調査審議：骨子案）		
9月11日～10月10日			3 定議会
10月11日	農業・農村振興審議会 第2回部会（調査審議：素案）	パブリックコメント実施 （1か月間）	
～11月9日		パブリックコメント終了	
11月中旬		パブコメ意見の取りまとめ ・反映（55（個人・団体）：129件）	
11月27日～12月13日			4 定議会
12月17日	第3回部会（調査審議：案） 農業・農村振興審議会		
31年1月11日		法規審査委員会	
2月15日～3月6日			1 定議会
3月6日			可決・成立

## 「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例」制定の趣旨

北海道は、広大な耕地面積を活かして、稲や麦、豆類などの作物により輪作体系を構築しながら、専門的な経営を主として大規模で生産性の高い農業が展開されており、我が国最大の食料供給地域としての役割を果たしている。

今後とも北海道が我が国の食料の安定供給を担うとともに、本道の農業が、食品加工業、観光業その他の産業とも強く結び付き、地域の基幹産業として持続的に発展していくことが求められている。

このような発展のためには、国民の食生活を支える農作物の将来にわたっての安定的な供給、消費者ニーズに対応した食味や品質、収量などに優れた品種の育成、農作物の供給を支える優良な種子の安定的な生産などが不可欠となっている。

それらの実現のためには、稲、大麦、小麦、大豆、小豆、えんどう、いんげん及びそばといった農作物のうち、普及すべき品種を優良品種として認定する制度や安定的な原種及び原原種の生産、当該優良品種の種子が生産されるほ場や生産物の審査、当該優良品種に係る知的財産権の適正な保護を図ること等について、道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等が、それぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいかなければならない。

このような考え方に立って、主要農作物等の安定的な供給や品質の確保を実現し、本道の農業の持続的な発展に寄与するため、この条例を制定する。

条例制定に当たっては、我が国の食料供給地域としての役割を担う北海道が、基幹産業である農業を持続的に発展させることができるよう、上記の趣旨を十分に踏まえたものとする。

## 第1章 総則

### 第1条 目的

この条例は、主要農作物等の種子の生産に関し、基本理念を定め、並びに道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、道が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保を図り、もって本道の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

### 第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主要農作物 稲、大麦、小麦及び大豆をいう。
- (2) 主要農作物等 主要農作物並びに小豆、えんどう、いんげん及びそばをいう。
- (3) 優良品種 道内に普及すべき主要農作物等の優良な品種として第8条第1項の規定により認定された品種をいう。
- (4) 優良種子 優良品種の優良な種子をいう。
- (5) 品種育成者 優良品種を育成しようとする者をいう。
- (6) 種子生産者 道の委託若しくは第11条第1項の規定による指定を受けて優良品種の種子を自ら生産する者又は当該者に優良品種の種子の生産を委託するものをいう。
- (7) 関係機関等 優良品種の種子の生産に関係する機関又は団体をいう。

# 作物別の種子の生産状況等について

区分	関係法令等 (生産・品質・販売等)	道の関わり	種子生産	
			(原種・原原種)	採種
稲・大麦・小麦・大豆 (主要農作物)	※種子法が廃止されたので、 <u>30年度は道が定めた要綱で対応。</u>  ○種苗法 (品種登録と種子の販売に係る表示等の適正化)	①要綱に基づき、種子(原種・原原種、採種)の生産ほ場面積等を定めた種子計画を策定  ②道職員によるほ場審査・生産物審査	北海道が生産 (生産に当たっては、原原種はホクレンに、原種は農協等に委託)	農協等
小豆・えんどう・いんげん・そば			ホクレン、日本特産農作物種苗協会、十勝農協連が生産	
馬鈴しょ	○植物防疫法 →植物に有害な病虫等のまん延防止に必要な検査等について規定(種いもの品質を確保)  ○北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例 →種馬鈴しょの生産及び販売に関する規制(生産者及び販売業者の登録等)  ○国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法 →国の機関が増殖に必要な種苗の生産及び販売を行うことを規定  ○種苗法	・国が生産した原原種をもとに、原種の生産計画を策定  ・原種取扱団体の指定  ・国によるほ場等での防疫検査への補助	・ <u>原原種は国の機関(農研機構種苗管理センター)</u>  ・ <u>原種はホクレン等</u>	農協等
てん菜	○種苗法	—	<u>品種育成国(ヨーロッパ)の種苗会社等</u>	品種育成国(ヨーロッパ)の種苗会社、日本甜菜製糖(株)、ホクレン
野菜	○種苗法	—	<u>民間事業者(種苗会社)</u>	

### 第3条 基本理念

主要農作物等の種子の生産は、優良品種及び優良種子が貴重な財産であるとの認識の下に、優良種子の生産が主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保に不可欠であることを旨として行われなければならない。

2 主要農作物等の種子の生産は、道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

## 第4条 道の責務

道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、主要農作物等の種子の生産に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 道は、前項の施策の推進に当たっては、品種育成者、種子生産者及び関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。

## 第5条 品種育成者の責務

品種育成者は、基本理念にのっとり、主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保に資する主要農作物等の優良な品種の育成に努めるものとする。

2 品種育成者は、優良品種を育成したときは、種子生産者が優良種子を安定的に生産するために必要な優良品種の種子の提供及び種子の生産に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。

## 第6条 種子生産者の責務

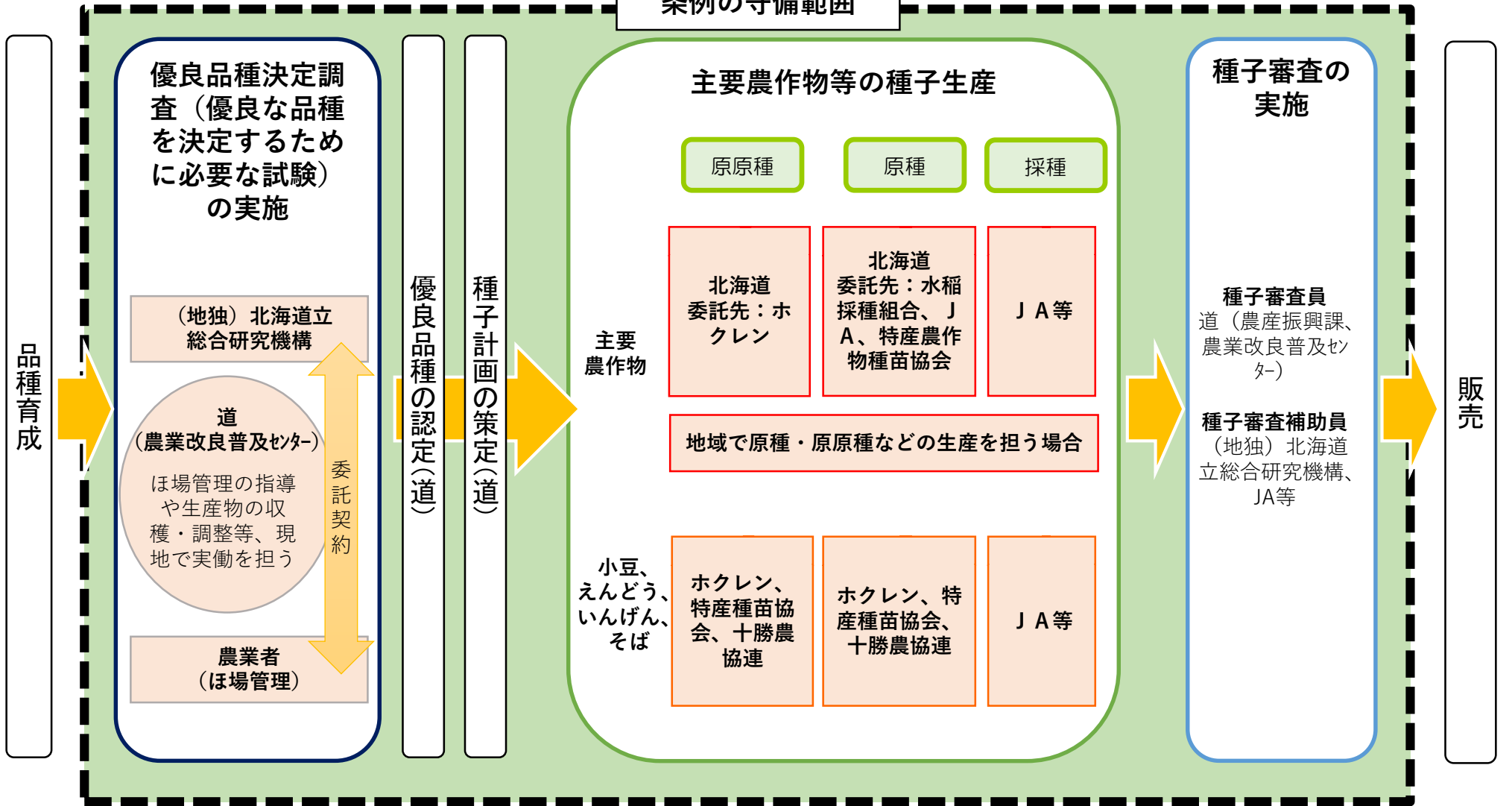
種子生産者は、基本理念にのっとり、種苗法(平成10年法律第83号)に基づく生産又は調整に係る基準を遵守すること等によって主要農作物等の適正な栽培を行うことにより、優良種子を安定的に生産するよう努めるものとする。

2 種子生産者は、優良種子を安定的に生産するために必要な知識及び技術の向上に努めるものとする。

## 第7条 関係機関等の責務

関係機関等は、基本理念にのっとり、道が実施する主要農作物等の種子の生産に関する施策に協力するものとする。

# 北海道における主要農作物等の種子生産に関する実施体制



## 第2章 主要農作物等の種子の生産に関する施策

### 第8条 優良品種の認定等

知事は、収量、品質その他の栽培上又は利用上の特性が優良なものであることその他の知事が定める基準に適合すると認められる主要農作物等の品種を優良品種として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による認定を行うに当たっては、あらかじめ、北海道優良品種認定審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、優良品種が第1項に規定する基準に適合しなくなったときその他優良品種として適当でなくなったと認めるときは、同項の規定による認定を取り消すことができる。

5 第3項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。



条例に基づく北海道における品種育成から優良品種認定までの流れ

道総研等

民間企業

「農業関係試験研究要望課題調査」等の実施  
(地域及び実需者・消費者のニーズを、的確に反映するための調査)

品種育成

品種育成

「優良品種決定調査」  
収量・病虫害抵抗性、品質等の特性について、置き換えの対象となる優良品種等との差異や普及対象地域、用途及び栽培上の注意を明らかにする調査を行う。

「北海道農業試験会議」  
北海道農作物優良品種認定要領に基づく試験研究成果の評価を行う。

品種育成者による申請

道による  
優良品種の認定

諮問  
答申

「北海道優良品種認定審議会」  
(現行：北海道農作物優良品種認定有識者会議)  
優良品種の認定に当たって公平性を一層確保するため、知事の附属機関として調査審議する。

優良品種として認定した品種について、種子計画の策定、主要農作物等の種子生産、知的財産権の保護等の施策を実施する。

## 第9条 種子計画の策定

知事は、毎年度、優良種子の計画的な生産を行うための計画（以下この条において「種子計画」という。）を定めなければならない。

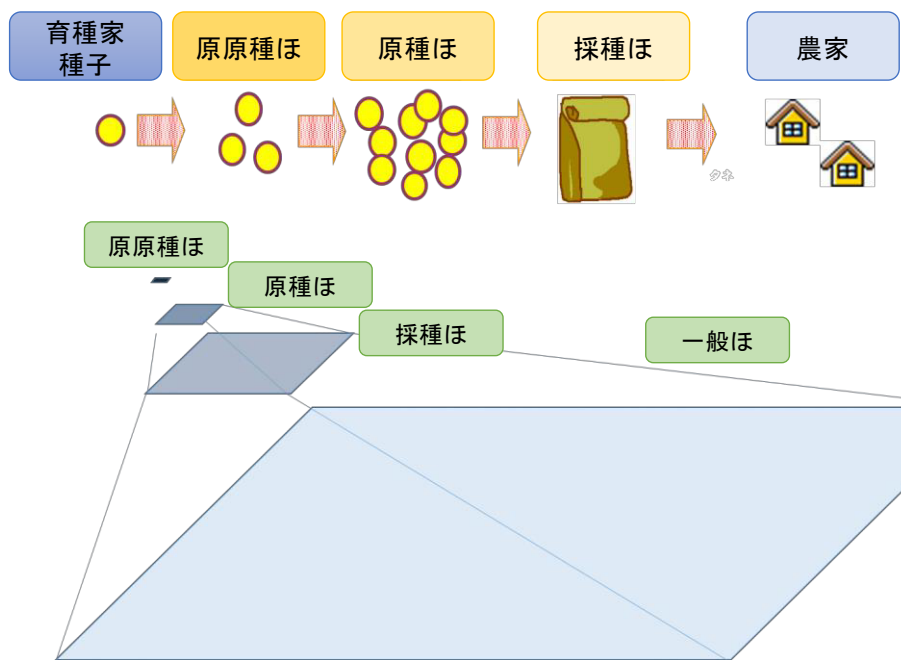
2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 優良品種の種子の生産を行うほ場の作付面積
- (2) 優良品種の種子の生産量
- (3) 優良品種の種子の備蓄量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、優良品種の種子の生産に関し必要な事項

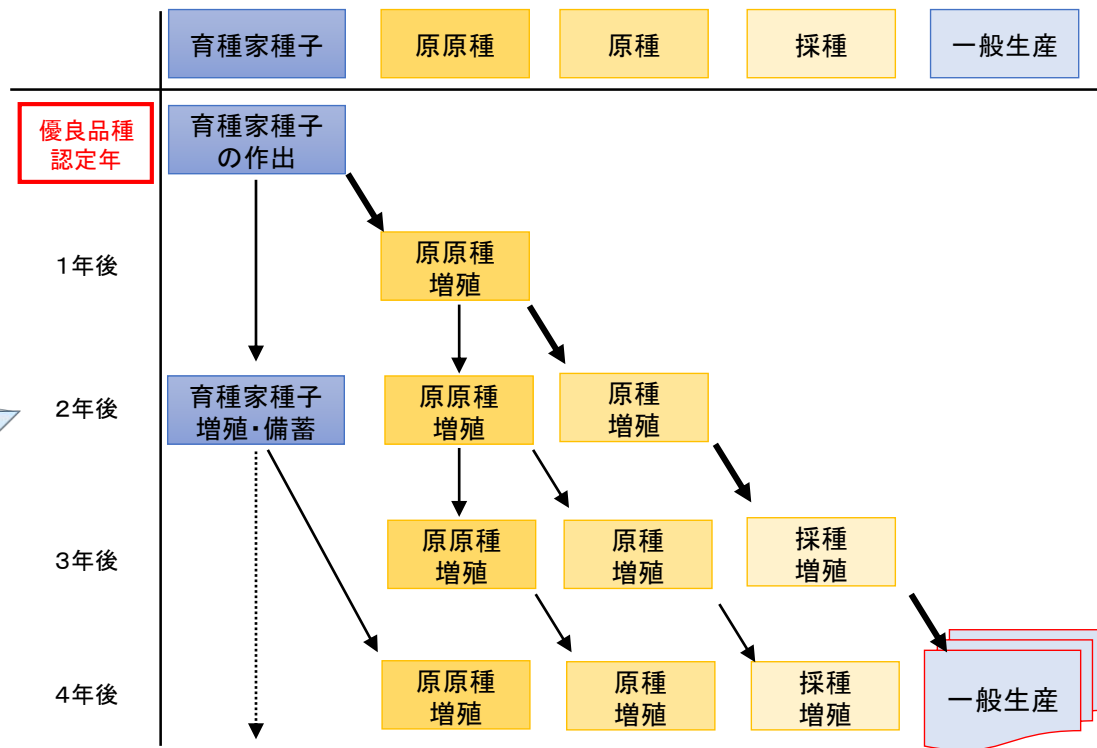
3 知事は、種子計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、種子計画の変更について準用する。

### 種子の増殖 (イメージ)



### 種子生産体系



種子は段階的な増殖により生産される

優良品種認定から一般生産開始まで  
基本的に4年かかる

## 第10条 主要農作物の原種及び原原種の生産

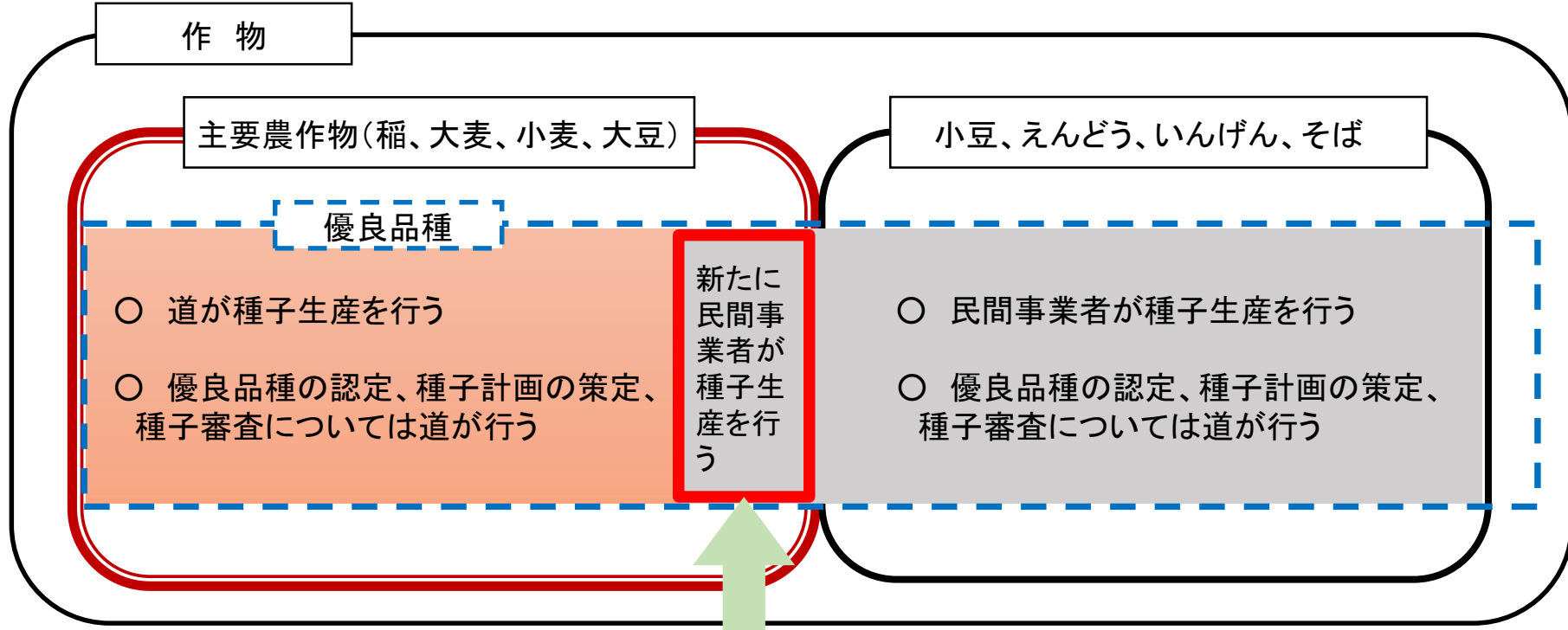
知事は、優良品種(主要農作物に係るものに限る。)の種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産に必要な原原種の生産を行うものとする。

## 第11条 ほ場の指定

知事は、知事以外の者が経営するほ場において優良品種の種子が適正かつ確実に生産されると認めるときは、当該ほ場を優良品種の種子の生産を行うほ場として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による指定を受けたほ場(次条第1項において「指定種子生産ほ場」という。)において優良品種の種子が適正かつ確実に生産することができなくなったと認めるときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。

条例で規定する種子の範囲: 主要農作物等(稲、大麦、小麦、大豆、小豆、えんどう、いんげん及びそば)



民間活力を最大限に活用した種子供給体制の構築

**民間事業者による生産が想定される事例**

一部地域でしか栽培されていない品種ではあるが、実需者から一定のニーズがあり、地域でその種子生産を担うことができる品種などについては、JAなどの民間事業者が生産する仕組みを構築する。

## 第12条 ほ場審査及び生産物審査

指定種子生産ほ場を経営する者(以下この条において「指定種子生産者」という。)は、次に掲げる審査を受けなければならない。

- (1) ほ場審査 指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物等の生育状況、成熟状況等についての審査
  - (2) 生産物審査 指定種子生産ほ場で生産された優良品種の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査
- 2 前項各号に掲げる審査は、指定種子生産者からの請求により行うものとする。
  - 3 知事は、前項の請求があったときは、当該職員に第1項各号に掲げる審査を行わせるものとし、その結果について指定種子生産者に対し通知するものとする。
  - 4 第1項各号に掲げる審査の基準及び方法は、知事が定める。
  - 5 第3項に規定する当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、指定種子生産者から要求があったときは、これを提示しなければならない。

## 第13条 指導等

知事は、種子生産者に対し、主要農作物等の優良な種子の生産のために必要な指導、助言及び勧告を行うものとする。

## 第14条 知的財産権の保護

知事は、優良品種に係る知的財産権の適正な保護が図られるよう、品種育成者に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

### 知的財産(優良品種等)の保護について

#### 国内

- 種苗法に基づく品種登録を行った優良な品種については、その権利（育成者権）が保護されることとなる。  
→ 原則、育成者権者の許諾を得なければ、登録品種等を利用することができない。

#### 【道】

- 道内で普及すべき優良な品種を「優良品種」として認定することとしており、引き続き本制度を推進する。

#### 【(地独)北海道立総合研究機構の場合】

- 「優良品種」として認定された品種について、種苗法に基づく品種登録を実施する。
- 遺伝資源の外部への提供については、不適切な流出等がないよう的確に実施する。

※「北海道立総合研究機構農業試験場植物遺伝資源提供要領」に基づき、使用目的や提供先を試験研究用途等に限定するとともに、提供した遺伝資源について第三者への譲渡や使用を禁止する等の措置をとっている。

#### 海外

- 我が国で育成された品種の種苗が海外に流出する事例がみられることから、農産物の輸出や海外での栽培が想定される品種について、海外での無断増殖を防ぐため、必要に応じて海外品種登録を推進する。

#### 【国による支援策：植物品種等海外流出防止総合対策事業】

- ・海外出願に係る経費の支援（定額・1/2）、育成者権侵害対応に係る経費の支援（2/3）

## 第15条 財政上の措置

道は、主要農作物等の種子の生産に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

「平成30年度における稲、麦類及び大豆の種子に係る地方交付税措置の取扱いについて」  
(平成30年1月26日付け事務連絡 農林水産省政策統括官付穀物課長通知)

(抜粋)

主要農作物種子法に基づき都道府県が実施することとされていた事務については、主要農作物種子法を廃止する法律の施行後においても、種苗法等に基づき従前と同様に実施することとされていることから、当該事務に要する経費について、引き続き、地方交付税措置を講ずる方針となった。

### 【道の平成30年度予算措置状況】

原種等生産事業予算 156,430千円

道の基幹的作物である主要農作物等の生産性及び品質の向上を図るため、計画的な原原種ほ及び原種ほの設置等により、優良種子の安定生産及び安定供給を行う。

(内訳)

○主要農作物原種ほ等設置委託事業費等 153,762千円

道が、原原種及び原種生産をそれぞれホクレン、農協等に委託し、生産された種子を需要者に安定的に供給する。

( 原原種委託業務 50,810千円 )

( 原種委託業務 102,433千円 )

○原種等管理事業事務費等 2,668千円

優良品種認定有識者会議開催や種子審査に係る事務費など、原種等生産事業の実施に必要な道の事務経費 ほか



### 第3章 北海道優良品種認定審議会

#### 第16条 設置

第8条第1項の規定による優良品種の認定(次条において「優良品種の認定」という。)について調査審議するため、知事の附属機関として、北海道優良品種認定審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。

優良品種の認定については、民間事業者によるものを含む新たな開発品種について、今後も公平性を一層確保し、多様な見地からの意見等を考慮した上で行うことが必要。

現行：北海道農作物優良品種認定有識者会議

#### ○北海道農作物優良品種認定有識者会議開催要領(抜粋)

##### 第1 目的

北海道農業試験会議において優良品種候補とされたものの認定及び優良品種の廃止に当たって、多様な見地からの意見を踏まえ認定等を行う必要があることから、関係機関・団体や有識者からの意見を聴取する「北海道農作物優良品種認定有識者会議」を開催する。

##### 第2 意見を求める事項

- (1)農作物優良品種の認定及び廃止に関すること。
- (2)農作物優良品種の認定及び廃止の基準に関すること。

#### ○直近の開催状況等

日時：平成31年2月6日  
 出席者：学識経験者、農業関係団体、関係行政機関 他  
 内容：優良品種候補である7品種、及び廃止候補8品種について、出席者から意見聴取を行った。

## 第17条～21条 所掌事項等

### (所掌事項)

第17条 審議会は、優良品種の認定及びその取消しに関し、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に意見を述べるものとする。

### (組織)

第18条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 農業に係る団体の役職員
- (3) 消費者であつて、主要農作物等に関する知見を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第19条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (会長への委任)

第21条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第4章 雑則

### 第22条 規則への委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に知事が主要農作物等の優良な品種として認めたものであって、優良品種に相当するものは、施行日以後においては、第8条第1項の規定にかかわらず、優良品種とみなす。

3 施行日前に知事が定めた主要農作物等の種子の生産に関する計画であって、第9条第1項の種子計画に相当するものは、施行日以後においては、同項の種子計画とみなす。

4 施行日前に知事が主要農作物等の種子の生産を行うほ場として認めたほ場であって、第11条第3項の指定種子生産ほ場に相当するものは、施行日以後においては、同条第1項の規定にかかわらず、同条第3項の指定種子生産ほ場とみなす。

(検討)

5 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## いわゆる在来種に対する考え方

北海道食の安全・安心条例(平成17年3月31日条例第9号)より抜粋  
(食育の推進)

第25条 道は、食育(食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。)を推進するため、普及啓発、学校、家庭及び地域における食に関する教育及び取組の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、道内で生産された安全で安心な食品を消費することにより道民が食の安全及び安心に対する理解を深められるよう、普及啓発、情報の発信、地域の食材の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4次北海道食の安全・安心基本計画(平成31年3月)より抜粋

第4の2の(2)地産地消の推進

札幌黄や八列とうきび、黒千石など地域の特性に合ったいわゆる伝統的な在来種について、地域ならではの食文化として育みます。

第4次北海道食育推進計画(平成31年3月)より抜粋

第4章 2の(2)のウ 食文化の継承

② 各地域において食づくり名人を指導者として活用することにより、本道における食の担い手を育成するとともに、伝統的な北海道の食文化の継承を図ります。

「北海道らしい食づくり名人」: 地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有する方を登録する制度

③ 札幌黄や八列とうきび、黒千石など地域の特性に合ったいわゆる伝統的な在来種について、地域ならではの食文化として育みます。

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による  
交雑等の防止に関する条例



遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入を防止

優良品種の  
種子

**主要農作物等**  
(稲・麦類・大豆・小豆・いんげん・えん豆・そば)

**馬鈴しょ**

**てん菜・野菜等**

道や農業団体による生産

国や農業団体による生産

民間による生産

本道における優良な種子の  
生産・審査体制の確保

本道における優良な種馬鈴しょの  
生産・審査体制の確保

北海道主要農作物等の種子の  
生産に関する条例

北海道種馬鈴しょ  
生産販売取締条例等

北海道  
優良品種  
認定審議会

